

合併・分割認可申請書に係る添付書類（一般廃棄物処理施設）

- 1 合併契約書又は分割契約書の写し
- 2 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (3) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における確定申告書の写し及び確定申告書の添付書類の写し
 - (4) 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類
 - (5) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - (6) 法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
 - (7) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記事項証明書
 - (8) 令第4条の7に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
 - (9) 現に行っている事業の概要を説明する書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (2) 施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (3) 今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書（申請者の直前の事業年度において経営利益金額等（経常利益の金額に減価償却費の額を加えたもの）が0以上であり、かつ、自己資本比率が1割以上である場合その他知事が定める場合にあっては、添付を要しない）
 - (4) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - (5) 法第7条第5項第4号ヌに規定する役員となる者の住民票の写し
 - (6) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本
 - (7) 令第4条の7に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し